



第1章 与論町南海岸防災基本計画 の趣旨



第1章 与論町南海岸防災基本計画の趣旨

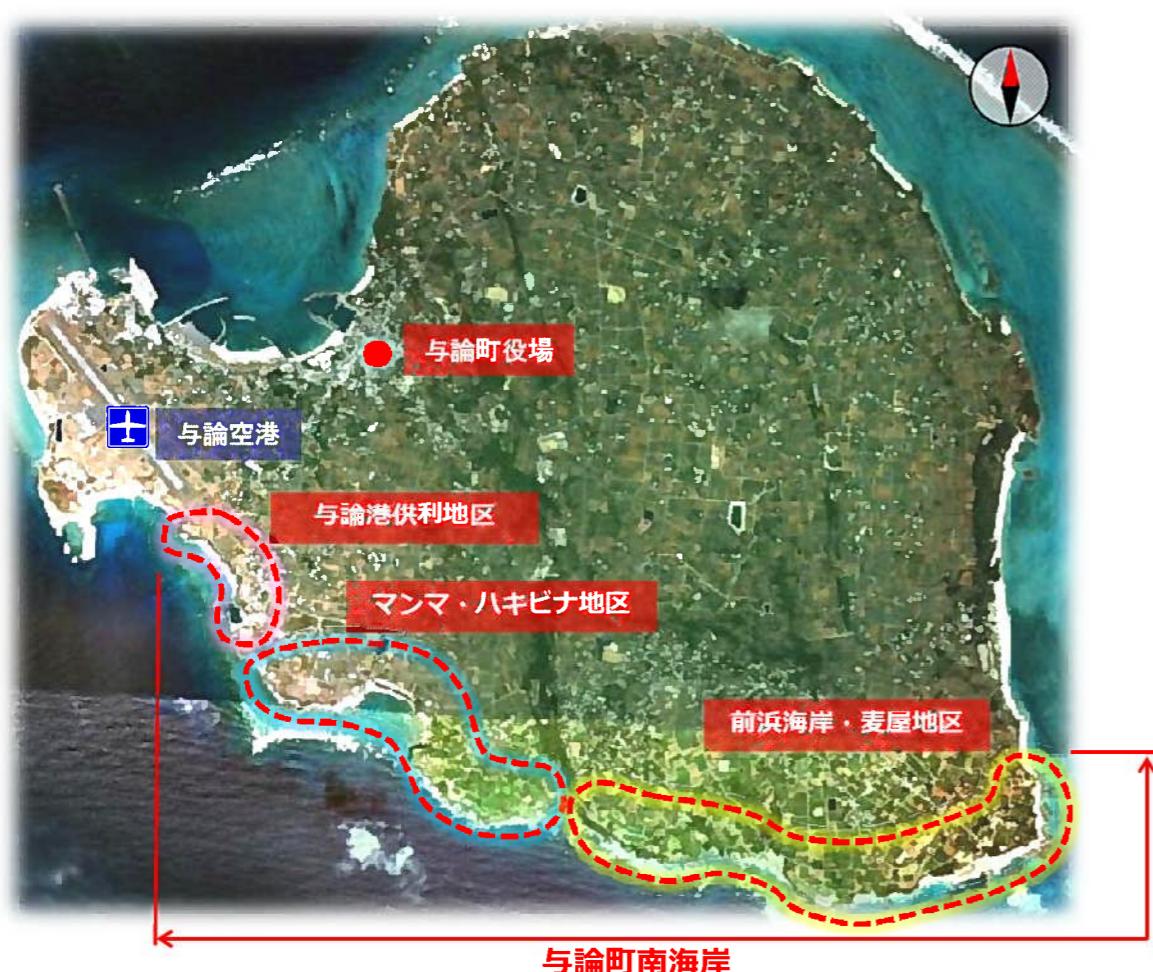
1・策定の趣旨

本町は、これまで度重なる自然災害により甚大な被害をうけてきた。四方を海に囲まれた本町において、自然災害のほとんどが海岸部に集中しており、海岸防災について早急に対策を講じる必要がある。

特に、平成24年の台風被害は、島の海岸線全域で侵食を受け、いたるところで高波・高潮被害や、農地の侵食、道路の崩壊等の被災を受けている。特に被害の大きい『供利海岸』『マンマ海岸』『ハキビナ海岸』『前浜海岸』『麦屋漁港』等の南海岸については、想像を絶する事態となっている。

近年においては、平成16年、19年において台風が南海岸を直撃し、同様に家屋や農地、墓地等に甚大なる被害が発生したことから、平成19年度に、南海岸のハキビナ地区を中心とした『ハキビナ海岸防災計画』を策定し、町が事業主体となり、事業実施に向けて計画を進めていた。しかし、平成24年の台風では、防災計画をはるかに上回る波の襲来により、家屋、牛舎、農地、墓地、ホテル、道路等、多くの財産が奪われた。

今回、ハキビナ海岸防災基本計画の抜本的な見直しを含め、計画の範囲を南海岸一帯に広げ、鹿児島県各所管の担当者の技術的な助言や指導を仰ぎつつ、南海岸防災基本計画を策定し、「鹿児島県 薩南諸島沿岸海岸保全基本計画」に反映させ、与論町南海岸の防災計画に資するものである。



2・計画の位置づけ

与論町南海岸防災基本計画は、本町がこれまで受けた台風災害等を検証し、中長期的な防災計画の基本目標を明らかにしたうえで、その実現に向けた施策の基本的な方向性を定め、町民と行政が連携した災害に強いまちづくりを進めていくための計画とする。

また、本防災基本計画は、南海岸地域のもっとも身近な計画であり、これからの中長期的な防災施策の根幹を担うものである。

なお、本計画策定に際して、関連する国・鹿児島県等の施策・事業との整合に留意することとする。

国

災害対策基本法

県

鹿児島県地域防災計画（平成24年度版） 薩南諸島沿岸海岸保全基本計画

町

与論町地域防災計画

町

与論町南海岸防災基本計画

第1章 与論町南海岸防災基本計画の趣旨

3・計画の区域

本計画策定にあたり、計画区域は『与論町南海岸全域（東側：赤崎海岸、西側：与論港（供利地区）』を対象とする。



本計画区域、範囲の設定に際しては、平成25年3月に施行された『与論町地域防災計画』において示されている『津波及び高潮危険地域（想定：標高30m未満）』を含めたものとする。

4・構成

与論町南海岸防災基本計画は、『基本構想』『基本計画』『実施計画』により構成される。

基本構想

- ・与論町南海岸地域の防災施策の基本理念、方針を示すもの。
- ・与論町地域防災計画 与論町南海岸防災基本計画

基本計画

- ・基本構想に基づく防災対策の根幹的な計画であり、基本方針を踏まえた施策の基本的方向を示すもの。
- ・与論町南海岸防災基本計画

実施計画（将来）

- ・基本計画に基づく防災計画の具体的な計画であり、基本計画において示された施策を実現するために実施する事業を示すもの



第1章 与論町南海岸防災基本計画の趣旨

5・計画策定にあたっての取組方針

本計画策定にあたり、次に掲げる方針に基づき策定する。

方針① 『地域目線に立ち、即効性、実行性のある計画』の策定

- ・策定重視の計画ではなく、実行重視の防災計画とする。
- ・緊急性の高く、地域防災において即効性のある対策を重視する防災計画とする。

方針② 『様々な関係機関や地域との協働及び連携を重視した計画』の策定

- ・国や鹿児島県、地域住民との協働及び連携を重視することで効果的な防災計画とする。

方針③ 『周囲の情勢や気象状況等に柔軟に対応できる計画』の策定

- ・少子高齢化の進行をはじめとする社会情勢の変化や地球温暖化に起因する気象状況等の急激な変化に柔軟に対応できる防災計画とする。